

秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託仕様書

- 1 適用範囲 本業務は、仙台市契約規則、契約約款及び本仕様書に基づき行うもの。
- 2 件 名 秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業に関する業務委託
- 3 履行期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで
- 4 業務内容

(1) 業務の目的

国指定名勝で日本三大瀑の一つである秋保大滝は、県立自然公園二口峡谷にある市内有数の観光地であり、近隣にある秋保温泉は仙台を代表する温泉地である。一方で、秋保大滝に隣接する秋保大滝植物園はイベントの実施を継続しているものの、利用者が減少傾向にある。

本委託業務は、来訪者が減少している秋保大滝植物園や大滝れすとはうすを含む秋保大滝周辺エリアで新たなイベントを実施する等の実証事業を行い、新たな魅力創出に向けた手法等の検討を行うものである。

(2) 業務の背景

仙台市文化観光局で実施した令和 4 年度「秋保大滝・二口エリア観光施設等民間活用検討に向けた基礎調査」、令和 5 年度「秋保大滝周辺エリア観光施設等 FS 調査業務」において、秋保大滝植物園や大滝れすとはうすといった各施設が単体で事業展開するよりも、駐車場等も含めたエリアの観光施設を連携して活用し、飲食サービスや体験コンテンツの拡充、施設設備の機能向上を図る方が、エリア全体の自由度や魅力度が高まり、来訪者の観光消費行動の増加に繋がるなどの結果が示されたところである。

また、令和 6 年度「秋保大滝周辺エリアを活用した賑わい創出実証事業」において、イベントの継続開催により、秋保大滝エリアの賑わい創出に寄与することができること、事前のイベント周知により、閑散期などの観光客が少ない時期についても、観光客の来訪が期待できるとの実施結果が得られた。

これらの結果より、秋保大滝周辺エリアでのイベント実施などの事業を展開していくことで、秋保大滝周辺エリアの新たな魅力の創出が図られると期待される。

(3) 業務対象エリア

秋保大滝植物園や大滝れすとはうす及びその近辺

(4) 業務概要

本業務は、イベントの企画・設営・運営・広報・効果分析をはじめ、発注者や関係団体との連絡調整や必要な手続き、今後の事業実施に向けた方策案の策定など、効果的かつ効率的な実証事業の企画運営に係る業務一式とする。また、企画提案の内容は以下の仕様に沿ったものとする。

(5) 委託業務内容

受注者は、次のアからカに掲げる業務を行うこと。

ア. イベント等企画

- (ア) 秋保大滝周辺エリアの更なる魅力を感じられる体験コンテンツを含むよう、以下のイベントプログラム①から③のうち必ず 2 つ以上を企画し、令和 7 年 11 月 30 日（日）までに実施すること。ただし、紅葉により混雑する時期（10 月下旬から 11 月上旬頃）の開催は避けること。

①市内事業者が参加するマルシェ

②花がテーマのイベント

③「すだれ滝」や「みぞれ滝」等、秋保大滝植物園内の見所を巡るイベント

- (イ) イベントは適切な日時設定を行った上で数日間実施することとし、効果の検証のために平日、土日祝日にそれぞれ実施日を設けること。なお、効果の検証が十分に可能であれば、イベントの実施回数は問わないものとする。

- (ウ) 「大滝れすとはうす」と連携したイベントを検討すること。

(例) 大滝れすとはうすの昼食付ワークショップ

(エ) 秋保大滝植物園内の回遊が促進されるイベントとすること。

(オ) 周辺の秋保エリアで開催される定例イベント、または、時節のイベントと連動する企画を検討すること。

イ. 運営資料作成

運営マニュアルを市と協議の上作成し、開催までにデータ (PDF 形式) を納品すること。

作成したマニュアルの内容については、運営概要、スケジュール、会場レイアウト、イベント当日のタイムスケジュール及び役割分担表、その他運営に必要な内容等を記載すること。また、運営スタッフに事前説明を行い、円滑な運営が行われるようにすること。

ウ. 参加者の募集

実証事業の情報を集約した広報資料を製作し、参加者を募集すること。その他、SNS 等告知に有効と思われる媒体・手法を活用し、PR すること。

エ. 実証事業の実施

企画したイベントを実施すること。

オ. アンケートの作成・実施

来場者を対象にアンケートを実施すること。アンケートは、将来の秋保大滝周辺エリアや地域活性化につながる内容とし、手法も含めて提案すること。なお、アンケート実施後は、回答を集約し報告書を作成すること。

カ. 実績報告書の作成

実証事業実施後に、その内容について検討し、報告すること。

また、イベントの実施を踏まえ、今後の実施に向けた方策案の策定を行い、実績報告書に盛り込むこと。

5 実施計画書の提出

業務委託契約締結後、速やかに業務着手届、実施事業計画書（業務概要、工程表、実施体制など）を提出すること。

6 成果品の提出

業務完了にあたり、次に掲げる資料を提出すること。

①実績報告書 (A4 版 2 部及びデータ)

②業務完了届

7 検査

受注者は、本業務完了後、遅延なく発注者に対して業務完了届を提出すること。発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に業務完了の検査または成果物の検査をするものとする。

8 業務委託料の支払い

受注者は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。発注者は、受注者から請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払うものとする。

9 履行上の管理・注意事項等

- ・本業務は、仙台市契約規則(昭和 39 年仙台市規則 47 号)に基づく契約書及び本仕様書に基づき行うものとし、関係する法令、条例等を遵守するものとする。
- ・受注者は、業務履行体制の変更をするとき及び業務履行に際して事故が発生したとき、市から届出又は報告を求められたときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。
- ・本事業実施の過程で作成される紙媒体及び電子データ等の成果物に係る著作権については、仙台市に帰属するものとし、受注者は、第 6 項に定める成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。受注者が第 6 項の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止する。
- ・本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ・受注者は、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、

その改変に同意すること。

- ・その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。
- ・受注者は、本業務の実施にあたって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- ・受注者は、本業務の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。なお、再委託した場合においても適用し、受注者は、再委託先との間で必要な調整を行い、再委託先との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- ・受注者は、会場利用および体験・販売等を行うために必要な各種申請を行うこと。
- ・受注者は、会場にスタッフを常駐させ、清掃、ごみ処理などを適正に行い、会場の環境衛生の保持に努めること。
- ・受注者は、来場者や出店者、出演者および近隣住民等の安全確保のために万全の措置を講ずること。

10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、適宜実施すること。
- ・受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の目的を達成するためによりよい手法、アイデア等があるときは積極的にこれを提案すること。
- ・受注者は業務の実施にあたり、地域関係者や関係機関等と協議を行い、連携を図ること。